

様式第二（第二条関係）

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年5月10日

内閣総理大臣 殿

市島町長 山本 孝雄

平成15年5月23日付けで認定申請を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域計画に及ぼす経済的社会的効果
- 8 特定事業の名称
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業  
その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2. 変更事項の内容

別表のとおり（別紙1006の追加を含む）

(別表)

新	旧
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(略)</p> <p>総人口は平成16年4月1日現在で10,531人、世帯数3,324世帯であり、ここ数年横ばいで推移しているが、高齢化率は25.6%と年々高齢化が進んできている。</p> <p>(略)</p> <p>本町では、整備された農地を有効活用した「有機の里づくり」等に積極的に取り組んできたが、農業後継者の不在及び担い手の減少と高齢化により農地の遊休化が確実に進行していく中で、町外からの新規就農希望者をより多く受け入れ、担い手として育成確保していくことが求められている。さらに、定年帰農者をはじめとする定年後就農者等農家の後継者や、農業を営むことを目的にした多様な担い手を育成することも求められている。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(略)</p> <p>総人口は平成15年4月1日現在で10,537人、世帯数3,321世帯であり、ここ数年横ばいで推移しているが、高齢化率は25.7%と年々高齢化が進んできている。</p> <p>(略)</p> <p>本町では、整備された農地を有効活用した「有機の里づくり」等に積極的に取り組んできたが、農業後継者の不在及び担い手の減少と高齢化により農地の遊休化が確実に進行していく中で、町外からの新規就農希望者をより多く受け入れ、担い手として育成確保していくことが求められている。さらに、定年帰農者をはじめとする定年後就農者等農家の後継者を育成することも求められている。</p>
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>(略)</p> <p>本計画は、ただ単に民間企業に貸し付けによる農地の権利取得の容認を求め、農業分野への参入機会を広げるのではなく、特定非営利活動促進法により「環境の保全」を図る活動を目的に地域住民自らが設立した法人で、環境保全型農業を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人「いちじま丹波太郎」が貸し付けによる農地を権利取得し、今後さらに新規就農希望者が円滑に就農できるようにするため、NPO法人「いちじま丹波太郎」自らが研修農場等を設けることにより、そのほ場の特性を会得する基本からの栽培指導を含めた研修先となり、自主的・主体的に行なわれる新たな就農者の人材育成の取り組みとともに、環境保全型農業推進のため、NPO法人「いちじま丹波太郎」が、より強力な推進母体となるべく、モデル農場や栽培技術研究農場等を設置し、</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>(略)</p> <p>本計画は、ただ単に民間企業に貸し付けによる農地の権利取得の容認を求め、農業分野への参入機会を広げるのではなく、特定非営利活動促進法により「環境の保全」を図る活動を目的に地域住民自らが設立した法人で、環境保全型農業を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人「いちじま丹波太郎」が貸し付けによる農地を権利取得し、今後さらに新規就農希望者が円滑に就農できるようにするため、NPO法人「いちじま丹波太郎」自らが研修農場等を設けることにより、そのほ場の特性を会得する基本からの栽培指導を含めた研修先となり、自主的・主体的に行なわれる新たな就農者の人材育成の取り組みとともに、環境保全型農業推進のため、NPO法人「いちじま丹波太郎」が、より強力な推進母体となるべく、モデル農場や栽培技術研究農場等を設置し、</p>

新	旧
<p>環境保全型農業の実証、普及推進、拡大啓発等の取り組みを通じ、「有機の里いちじま」の確立を図るものである。</p> <p>また、この新規就農希望者の実習・研修用農地は、就農後引き続き本人の就農地となるが、農地取得の下限面積要件の弾力化によって、小規模な面積でも農地の取得が可能となり、より一層の就農促進が期待できるとともに、自らが所有する農地を取得することで農業経営意欲の醸成が図れる。さらに、<u>即就農を希望する者や定年後就農者に対しても同様に農地の取得が容易となり、多様な担い手による農地の保全や有効活用により、担い手不足の解消や農地の遊休化防止を図る。</u></p> <p>こうした「有機の里いちじま」の確立によって、地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築につながり、周辺市町のみならず、全国への波及が期待できる。</p>	<p>環境保全型農業の実証、普及推進、拡大啓発等の取り組みを通じ、「有機の里いちじま」の確立を図るものである。</p> <p>この「有機の里いちじま」の確立によって、地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築につながり、周辺市町のみならず、全国への波及が期待できる。</p>
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>新規就農者の育成（担い手育成・人材育成）及び環境保全型農業のけん引役としての位置付けを農業者等から期待され、重要視されているNPO法人「いちじま丹波太郎」が、特定事業の実施も含め、新規就農希望者の受け入れ支援体制の中心となることで、就農相談業務をはじめ、受け入れ農家としての就農研修希望者への栽培指導や就農への指導・助言のみならず、地域慣行等の精通者でもあることから、地域密着型の相談役やアドバイザー的な存在として、新規就農希望者と地域との融和の橋渡し役・推進役となり、より円滑な就農支援ができる。また、このNPO法人「いちじま丹波太郎」の役員及び生産者会員等は町内に分散しているため、<u>新規就農希望者を初めとする多様な担い手の育成確保（人材育成）</u>を図るとともに、その就農者を市島町の全域に分散させ、地域（集落）ごとの担い手に位置付けることにより、この特定事業が地域全体に広がり、環境保全効果の誘因剤としての相乗効果をもたらし、農地の荒廃及び遊休化の防止を図る。このため、新規就農希望者の意向を尊重し</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>新規就農者の育成（担い手育成・人材育成）及び環境保全型農業のけん引役としての位置付けを農業者等から期待され、重要視されているNPO法人「いちじま丹波太郎」が、特定事業の実施も含め、新規就農希望者の受け入れ支援体制の中心となることで、就農相談業務をはじめ、受け入れ農家としての就農研修希望者への栽培指導や就農への指導・助言のみならず、地域慣行等の精通者でもあることから、地域密着型の相談役やアドバイザー的な存在として、新規就農希望者と地域との融和の橋渡し役・推進役となり、より円滑な就農支援ができる。また、このNPO法人「いちじま丹波太郎」の役員及び生産者会員等は町内に分散しているため、担い手の育成確保（人材育成）を図るとともに、その就農者を市島町の全域に分散させ、地域（集落）ごとの担い手に位置付けることにより、この特定事業が地域全体に広がり、環境保全効果の誘因剤としての相乗効果をもたらし、農地の荒廃及び遊休化の防止を図る。このため、新規就農希望者の意向を尊重しつつも、担い手の減少と高齢化の傾</p>

新	旧
<p>つつも、担い手の減少と高齢化等の傾向が高くなると予測される地域から、この新規就農希望者を計画的に配置する。</p> <p>(略)</p>	<p>向が高くなると予測される地域から、この新規就農希望者を計画的に配置する。</p> <p>(略)</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>農業の担い手の減少と高齢化が進む中で、市島町の農業の活性化（環境保全型農業を推進する活動）を目的としたNPO法人「いちじま丹波太郎」が、新規就農希望者の受け入れ支援や環境保全型農業を推進する先導的な取り組み主体となることで、<u>新規就農者を始めとする多様な担い手の確保や新たな環境保全型農業技術の導入が促進され、「有機の里づくり」の取り組みが一層推進されることが期待できる。</u></p> <p>(略)</p> <p>さらに、新たな農業技術のモデルほ場等の設置に伴う環境保全型農業の普及により、有機栽培・特別栽培生産者及び栽培面積等の増加が期待できる。こうした生産者の栽培した農産物を、直売所の「まちおこし会館」での販売や、学校給食用の野菜を供給することにより、生産者の所得増加や生き甲斐づくり、ひいては地産地消・身土不二による消費者に安心・安全な農産物を提供することのみならず、児童・生徒に対する食農教育の一環を担うことにもなる。<u>また、農地取得の下限面積要件の弾力化によって、小規模な面積での農地の取得が可能となり、新規就農者を始めとする多様な担い手による農地の保全や有効活用により、農業生産額の増加も見込める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>農業の担い手の減少と高齢化が進む中で、市島町の農業の活性化（環境保全型農業を推進する活動）を目的としたNPO法人「いちじま丹波太郎」が、新規就農希望者の受け入れ支援や環境保全型農業を推進する先導的な取り組み主体となることで、<u>新規就農者による担い手の確保や新たな環境保全型農業技術の導入が促進され、「有機の里づくり」の取り組みが一層推進されることが期待できる。</u></p> <p>(略)</p> <p>さらに、新たな農業技術のモデルほ場等の設置に伴う環境保全型農業の普及により、有機栽培・特別栽培生産者及び栽培面積等の増加が期待できる。こうした生産者の栽培した農産物を、直売所の「まちおこし会館」での販売や、学校給食用の野菜を供給することにより、生産者の所得増加や生き甲斐づくり、ひいては地産地消・身土不二による消費者に安心・安全な農産物を提供することのみならず、児童・生徒に対する食農教育の一環を担うことにもなる。</p> <p>(略)</p>
<p>8 特定事業の名称</p> <p>(1) 1001</p> <p>地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>1001</p> <p>地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</p>

新	旧
<p>(2) 1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</p>	
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1)有機の里づくり事業等委託事業(NPO法人「いちじま丹波太郎」に委託) 環境保全型農業の後継者及び担い手確保のための新規就農希望者の相談・助言・指導に係る業務 就農研修用農場にパイプハウスを設置し、ハウス栽培研修希望者の便益を図る 16年度より 安心・安全な農産物の生産を支援する本町独自の制度に基づく作目ごとの栽培基準(いちじま安心・安全ブランド)の作成・栽培指導及び認定等の業務 加工品(米粉パン、米粉ラーメン等)の開発、及び有機・特別栽培農産物の販路開拓(宅配、トラック販売他)業務 16年度加工所設置予定 未利用有機質資材の堆肥化及び栽培実証業務 土壌診断に基づく新有機堆肥の投入による土づくり実証業務 16年度より</p> <p>(略)</p> <p>(5)病害虫管理体制整備事業 平成16年度より国庫補助事業を受け、NPO法人「いちじま丹波太郎」が事業主体となり実施。 ・病害虫防除対策事業(地域防除プログラムを策定し病害虫のリスク管理体制を整備)</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1)有機の里づくり事業等委託事業(NPO法人「いちじま丹波太郎」に委託) 環境保全型農業の後継者及び担い手確保のための新規就農希望者の相談・助言・指導に係る業務</p> <p>安心・安全な農産物の生産を支援する本町独自の制度に基づく作目ごとの栽培基準(いちじま安心・安全ブランド)の作成・栽培指導及び認定等の業務 加工品(米粉パン、米粉ラーメン等)の開発、及び有機・特別栽培農産物の販路開拓(宅配、トラック販売他)業務 15年度加工所設置予定 未利用有機質資材の堆肥化及び栽培実証業務 15年度より</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (略)</p> <p>(2) 生産調整の実施状況(農地の利用状況)等より 農地の耕作状況等については、自己保全管理が<u>101.1</u>ha(平成<u>15</u>年度)あり、そのうち4年以上経過した農地が約4割(<u>41</u>ha)を占めており、調整水田の取り組みについても<u>16.9</u>haあり、労働力不足等に伴う作物不作付による生産調整対応面積が年々増加(生産調整対象水田面積の約1割)してきている。 また、農業委員会の農地パトロールにより<u>6.63</u>ha(平成<u>15</u>年8月現在)が荒廃農地として指摘を受けており、担い手不足等による復田が困難な農地は<u>7.5</u>割(<u>5.01</u>ha)を占めている。</p> <p>(3)農地流動化について 農地の利用権設定面積(平成<u>14</u>年12月)は<u>211.2</u>ha(設定率<u>16.0</u>%)となっており、兵庫県全体の平均(<u>12.2</u>%)を上回っているが、その流動化される農地については、連担的な条件下で効率的な生産が行える平野部に集中しており、山間部等の条件不利地では厳しい状況にある。 また、その反面、利用権設定後の合意解約が年々増加傾向にある。 現在、<u>12</u>名が認定農業者の認定を受けており、そのうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (略)</p> <p>(2) 生産調整の実施状況(農地の利用状況)等より 農地の耕作状況等については、自己保全管理が<u>95.2</u>ha(平成<u>14</u>年度)あり、そのうち4年以上経過した農地が約4割(<u>37</u>ha)を占めており、調整水田の取り組みについても<u>20.6</u>haあり、労働力不足等に伴う作物不作付による生産調整対応面積が年々増加(生産調整対象水田面積の約1割)してきている。 また、農業委員会の農地パトロールにより<u>7.75</u>ha(平成<u>14</u>年8月現在)が荒廃農地として指摘を受けており、担い手不足等による復田が困難な農地は<u>6</u>割(<u>4.65</u>ha)を占めている。</p> <p>(3)農地流動化について 農地の利用権設定面積(平成<u>13</u>年12月)は<u>273.7</u>ha(設定率<u>20.7</u>%)となっており、兵庫県全体の平均(<u>11.6</u>%)を大きく上回っているが、その流動化される農地については、連担的な条件下で効率的な生産が行える平野部に集中しており、山間部等の条件不利地では厳しい状況にある。 また、その反面、利用権設定後の合意解約が年々増加傾向にある。 現在、<u>11</u>名が認定農業者の認定を受けており、そのうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、</p>

新	旧
面積等の増加は見込めない状況にある。 (略)	面積等の増加は見込めない状況にある。 (略)

新（全面追加）	旧
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 兵庫県氷上郡市島町内の農地等の権利を取得する者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定日</p> <p>4 特定事業の内容 現在、認定を受けている「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」において、新規就農希望者の実習・研修用農場は、就農後引き続き本人の就農地となるが、農地取得に係る下限面積の弾力化によって、小規模な面積でも農地の取得が可能となり、より一層の就農促進が期待できる特区制度を導入する。 また、即就農を希望する者や定年帰農者等に対しても、同様に農地の取得が容易となり、こうした農業を営むことを目的にした多様な担い手の育成確保による農地の保全や有効活用によって、担い手不足の解消や農地の遊休化の防止を図り、持続可能な食料・農業・農村の構築による「有機の里いちじま」の確立を目指す</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 特例を受け定めようとする設定基準 10a（現状の面積 40a） 新規就農希望者及び農業委員会等の意見を総合的に判断し決定。</p>	



新（全面追加）	旧
<p>(2) 遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠  経営構造対策推進事業による農家意向調査（アンケート調査）結果より  市島町では、平成14年度に経営構造対策推進事業に取り組んでおり、「経営構造確立構想」策定のために、町内の農家を対象（土地持ち非農家を含む）に意向調査（平成14年12月実施、アンケート調査票配布1,746戸、回収1,376戸、回収率78.8%）を行った。</p> <p>その調査結果の特徴的な点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の中心的な担い手は60才以上が過半数（55.1%）を占めている。</li> <li>・農業後継者がいない、わからない農家が全体の6割を占めている。</li> <li>・今後、自ら耕作する農地の規模は、現状維持が7割を占めている。</li> <li>・いずれ離農する農家は12.8%。</li> <li>・農業機械は更新せずに、作業委託や機械の共同利用の傾向（約4割）がある。</li> </ul> <p>等があげられ、高齢化や担い手不足、農業離れの傾向がみられる。</p> <p>生産調整の実施状況（農地の利用状況）等より  農地の耕作状況等については、自己保全管理が101.1ha（平成15年度）あり、そのうち4年以上経過した農地が約4割（41ha）を占めており、調整水田の取り組みについても16.9haあり、労働力不足等に伴う作物不作付による生産調整対応面積が年々増加（生産調整対象水田面積の約1割）してきている。</p> <p>また、農業委員会の農地パトロールにより6.63ha（平成15年8月現在）が荒廃農地として指摘を受けており、うち担い手不足等による復田が困難な農地は7.5割（5.01ha）を占めている。</p> <p>農地流動化について  農地の利用権設定面積（平成14年12月）は211.2ha（設定率16.0%）となっており、兵庫県全体の平均（12.2%）を上回っているが、その流動化される農地については、連担的な条件下で効率的な生産が行える平野部に集中しており、山間部等の条件不利地では厳しい状況にある。しかしながら、その反面、利用権設定後の合意解約が年々増加傾向にある。</p> <p>現在、12名が認定農業者の認定を受けており、そのうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、面積等の増加は見込めない状況にある。</p>	

新（全面追加）

旧

農（林）業センサスによる農家等の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	H12/H2-1 ( % )
農家人口 ( 人 )	6 , 5 3 0	5 , 9 1 0	5 , 7 1 7	1 2 . 5
農家数 ( 戸 )	1 , 5 2 0	1 , 4 5 5	1 , 3 9 1	8 . 5
経営耕地面積 ( a )	1 0 4 , 6 1 3	1 0 2 , 6 4 0	9 8 , 9 3 6	5 . 4
耕作放棄地 ( h a )	9 . 5 4	1 1 . 6 7	1 9 . 7 6	1 0 7 . 1

センサスによる農家数等の推移については表のとおりであるが、経営耕地は10年間で約57ha減少してきている。減少の理由として公共用地買収によるかい廃や農地転用等があげられ、耕作放棄地にあっては高齢化や離農及び条件不利地等によるものと考えられる。

兼業の水稲単作による自己完結型農業が中心の本町では、以上のような結果から、担い手の高齢化・農業離れの傾向や、後継者不在等の労働力不足による不作付地の増加、山間部等の農地の耕作者不足等により、遊休農地や効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するとともに、今後も拡大すると判断し、農地取得に伴う就農促進による、多様な担い手の育成確保によって、地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築につなげるため、特例措置を求めるものである。

( 3 ) 「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」と認めた根拠

2000年農林業センサスにおける町内農家の86.4%は第2種兼業農家、また、経営耕地面積が50a未満の農家は46.4%であり、農業就業人口に占める60歳以上の割合は79.2%となっており、今後も兼業化・小規模化及び高齢化の進展が予想される。

現在、12名の認定農業者のうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、面積等の増加は見込めない状況にある。

また、全国に先駆けて全町ほ場整備に取り組んだ結果、大半が農業構造改善事業によるほ場整備であり、10a区画が全体の48%近くを占めている。このことによっても、新規就農者が1筆毎の区画整形された農地を、出発時である就農時から小区画面積で取得できることにより、就農もしやすく技術力の高まりにつれ順次規模拡大が可能となる。

新（全面追加）

旧

農家戸数及び経営規模別内訳

（単位：戸、％）

区 分	総戸数		専業兼業別内訳			経営耕地面積規模別内訳				
			専業	第 1 種 兼業	第 2 種 兼業	0.5ha 未満	0.5 ~ 1.0ha	1.0 ~ 2.0ha	2.0 ~ 3.0ha	3.0ha 以上
平成 2 年	戸	1,520	163	73	1,284	630	622	225	27	16
	率		10.7	4.8	84.5	41.4	40.9	14.8	1.8	1.1
平成 7 年	戸	1,455	215	115	1,125	624	579	208	21	23
	率		14.8	7.9	77.3	42.9	39.8	14.3	1.4	1.6
平成 12 年	戸	1,391	131	58	1,202	645	483	215	24	24
	率		9.4	4.2	86.4	46.4	34.7	15.5	1.7	1.7

農業就業人口の年齢構造の推移

（単位：人、％）

区 分		16～39	40～59	小 計	60～	70～	小 計	合 計
平成 2 年	人	209	365	574	699	555	1,254	1,828
	率	11.4	20.0	31.4	38.2	30.4	68.6	100.0
平成 7 年	人	178	294	472	579	597	1,176	1,648
	率	10.8	17.8	28.6	35.2	36.2	71.4	100.0
平成 12 年	人	125	152	277	409	648	1,057	1,334
	率	9.4	11.4	20.8	30.6	48.6	79.2	200.0

（４） 将来的に特例措置により許可を受ける者の目標

NPO法人「いちじま丹波太郎」が既に実施している特定事業と関連させ、新規就農希望者等の意向を尊重しつつも、担い手の減少と高齢化の傾向が高くなると予測される地域から、新規就農希望者等を計画的に配置する。

配置計画としては、平成16年度4名、平成17年度4名、平成18年度3名、平成19年度3名、平成20年度2名を目標とする。

